

## 習志野市乳児等通園支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第23項の乳児等通園支援事業(以下「乳児等通園支援事業」という。)の推進のため、予算の範囲内で習志野市乳児等通園支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、習志野市補助金等交付規則(平成20年習志野市規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和5年10月12日こ成事第520号こども家庭庁長官通知)に定める乳児等通園支援事業実施事業所改修費等に該当する事業とする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内において乳児等通園支援事業を実施する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 習志野市長より、習志野市乳児等通園支援事業実施要領(令和7年10月20日施行)第4条第3項に規定する事前協議の結果に係る通知について、認可の見込みが有る旨の通知を受けた者
- (2) 習志野市長より、習志野市乳児等通園支援事業実施要領第5条第3項に規定する乳児等通園支援事業認可通知書の交付を受けた者

### (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、1事業所につき1回に限る。

### (交付の申請)

第5条 交付申請書の様式は、交付規則第5条第3項の規定により、習志野市乳児等通園支援事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 習志野市乳児等通園支援事業費補助金額内訳書(別記第2号様式)
- (2) 補助対象事業の見積書及び見積額内訳明細書

3 第1項の規定による申請は、補助対象事業を実施した年度の末日までにしなければならない。

(交付の条件)

第6条 交付規則第7条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業の完了後の消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が発生したときは、当該仕入控除税額に相当する額を返還すること。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第7条 実績報告書の様式は、交付規則第16条第2項の規定により、習志野市乳児等通園支援事業費補助金実績報告書(別記第3号様式)によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 習志野市乳児等通園支援事業費補助金額内訳書(別記第2号様式)
- (2) 補助対象事業が完了したことが分かる書類
- (3) 補助対象事業に係る費用の領収書

3 第1項の規定による報告は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第8条 補助金等交付請求書の様式は、交付規則第19条第3項の規定により、習志野市乳児等通園支援事業費補助金交付請求書(別記第4号様式)によるものとする。

(交付の特例)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助金等概算払・前金払請求書の様式は、交付規則第20条第3項の規定により、習志野市乳児等通園支援事業費補助金等概算払・前金払請求書(別記第5号様式)によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の習志野市乳児等通園支援事業費補助金交付要綱の規定により作成された様式については、この要綱の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年9月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表(第5条第1項)

| 補助対象経費                                                                                                               | 補助基準額<br>(1事業所当たり) | 補助金の額                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工事請負費、原材料費、需用費<br>(燃料費、印刷製本費、光熱水費<br>及び修繕料)、役務費(通信運搬<br>費及び手数料)、委託料、使用料<br>及び賃借料(敷金を除く。)、備品<br>購入費、負担金並びに補助及び<br>交付金 | 4, 876, 000円       | 補助対象経費の実支出額から<br>寄付金その他の収入額を控除<br>した額と補助基準額のいずれ<br>か低い方の額に4分の3を乗じ<br>て得た額(1, 000円未満切り<br>捨て) |